

学生を主人公にした大学づくりに向けて part5

都留文科大学の法人化へ向けたこれまでの経緯

法人化への取り組み

平成15年 5月12日	市長から学長公立大学独立法人化への対応策検討指示
平成18年 8月20日	大学から市長へ「大学法人化調査報告書」の提出
平成18年11月10日	都留文科大学法人化検討委員会設置
平成19年 3月 9日	市長は3月議会において平成20年4月を目処に大学を法人に移行することを表明
平成19年 4月17日	都留文科大学法人化準備委員会設置
平成19年 6月28日	大学が文部科学省へ教員免許課程認定※の事前相談(申請書類の不備など指導)
平成19年 7月 5日	上記課程認定の本申請(指摘事項について8月末までに修正指導)
平成19年 8月27日	学長から市長へ課程認定申請の取り下げと法人化の1年延期について上申書の提出 平成21年度の申請に、全力を尽くすことを約束
平成19年 9月 7日	市長は9月議会において、法人の設立日を平成21年4月に定めることを表明

※教員免許課程の再認定

大学に教員免許課程を設けるには、開講する授業について文部科学大臣に申請し、認定を受ける必要があります。また、大学は法人化する際にも申請し、再認定を受けなければなりません。

学長からの上申書の主な内容

7月5日、大学が文部科学大臣あてに平成20年度の課程認定申請をしたところ「講義の内容を記す講義要項(シラバス)の様式及び記載事項」に関して指摘があり、8月末日までに修正するよう指導されました。7月25日、学内に課程認定申請委員会を立ち上げ、修正作業を進めました。しかし、審査対象の教員は専任教員(67名)よりも、非常勤教員(178名)の方が多いため、期限内に指摘事項のすべてを改善することができない事態であると判断し、8月27日、学長は市長に平成21年度の課程認定申請に全力を尽くすことを約束し、課程認定申請の取り下げ及び法人化の1年延期について上申書が提出されました。

市としての判断

学長からの上申書を受け、平成20年度の課程認定申請の認定が受けられない状況のまま法人化することは、教員養成を最大の特色として掲げる都留文科大学としては、取り返しのつかない重大な事態が予想されるため、大学の上申を受け入れることとし、市長は9月議会の所信で法人設立日を平成21年4月とすることを表明しました。

大学法人化Q&A

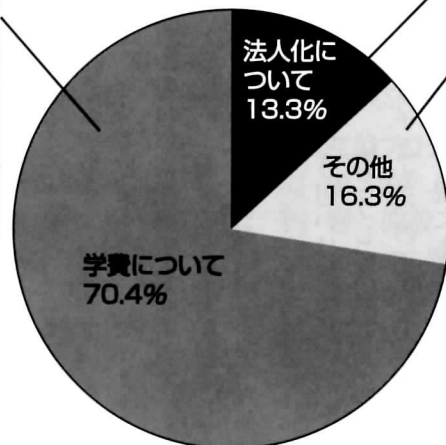
Q 法人化に対して、学生から意見はあるのですか？

A 今年8月に学生自治会より、64人分の意見書の提出がありました。複数の意見をあげている学生もおり、意見数は延べ98件となりますが、その内容を分類すると次のようになります。

値上げは反対である	27.5%
奨学金を受けて大学に通っている	14.3%
他大学よりは安い、値下げを希望	8.2%
外国と比較すると高いと感じる	6.1%
予算の充実	4.1%
学費の据え置き	3.1%
学生サービスの充実	2.0%
値上げもやむを得ない	2.0%
その他	3.1%

意見を聞いてほしい	5.2%
利益追求には反対である	3.1%
情報公開・説明会を希望	2.0%
法人化による改善に期待	2.0%
外部資金は得にくい	1.0%

大学及び周辺施設の整備	6.1%
その他	10.2%



項目別では、学費に関するものが約7割を占め「法人化＝学費などの値上げ」と心配する学生が多いようですが、法人化とは利益を追求することではありません。公立大学法人は学費など料金に関しては、あらかじめ料金の上限を定め、市長の認可を受けることになっています。その際にはあらかじめ、議会の議決を経る必要があります。法人が勝手に料金の上限を変更することはできない仕組みとなっています。

都留文科大学の法人化への取り組みについては、市のホームページにおいても情報を公開しています。
問合先 政策形成課 政策担当